

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九第一項の表第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。